

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：岡山県教育委員会

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	97.4 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	103.0 %
全職員	94.5 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	94.5 %
本庁課長補佐相当職	95.1 %
本庁係長相当職	88.4 %
教育職（校長）	97.9 %
教育職（副校長・教頭）	96.6 %
教育職（主幹教諭・指導教諭）	96.0 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	94.7 %
31～35年	94.4 %
26～30年	93.7 %
21～25年	92.7 %
16～20年	91.8 %
11～15年	90.2 %
6～10年	92.3 %
1～5年	93.4 %

【説明欄】

- ・ 扶養手当について、世帯主となっている男性職員に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性職員の割合は78.5%である。
- ・ 女性職員に比べて、男性職員の方が時間外勤務時間が長く、時間外勤務手当について、男性職員の一人当たりの年間平均支給額に対する女性職員の支給額の割合は80.6%である。

* 職員については、岡山県教育委員会所管所属に勤務する教職員に加え、県費負担教職員を含む。
* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1日目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。